

大型連休における動植物検疫の徹底について

近隣諸国では、中国・韓国においてりんご・なしの火傷病の発生が続いており、アジアにおいて家畜の悪性疾病であるアフリカ豚熱や口蹄疫の発生が拡大しています。また、出入国在留管理庁によりますと、昨年の入国者数は過去最高水準となり、増加傾向にあります。これらのことから、現在、植物の病害虫及び家畜の伝染病の我が国への侵入リスクが極めて高い状況にあり、水際での動植物検疫の対策が一層重要となっていると認識しております。これを受け、農林水産省では、多くの日本人観光客が出入国する大型連休において、空港・海港での靴底消毒の徹底及び携帯品検査の強化、広報キャンペーンの実施、郵便局における国際郵便物の検査強化等を行うこととしております。

○ 動植物検疫の紹介「来日するあなたへのお願い」

https://www.maff.go.jp/pps/j/pqaqinfo_j.html

○ 動画「海外からの家畜伝染病を防げ！」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html

○ 動物検疫所リーフレット

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html#messages-to-you>

○ 動物検疫所ポスター

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html#posters>

○ 植物防疫所HP「重要なお知らせ」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/shomeisho/shomeisho2.html>

○ よくあるご質問

（植物防疫所） <https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

（動物検疫所） https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html

○植物の病害虫や家畜の伝染病の拡大を防ぐため、日本では、果物・野菜や肉・肉製品の海外からの持ち込みを厳しく制限しています。持ち込みが禁止されていないものでも、生の果物・野菜、穀類、豆類などの持込には、植物検疫証明書が必要です。肉・肉製品の持込は禁止されています。これらは、機内食やお土産、少量であっても例外はありません。違法な持込には、罰則（最大3年の懲役又は最大300万円（法人は最大5,000万円）の罰金）が課される場合がありますので注意してください。

詳しくは以下の農林水産省のウェブサイトを確認ください。

https://www.maff.go.jp/pps/j/pqaqinfo_j.html

以上